○職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和４３年３月３０日

条例第１１号

改正　平成19年3月29日　条例第4号

（趣旨）

第1条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３５条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ組合長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

（１）　研修を受ける場合

（２）　厚生に関する計画の実施に参加する場合

（３）　前２号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

（委任）

第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和４３年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日条例第４号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。